# 会議録

名称	令和元年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和元年10月7日(月)午後2時から午後4時20分まで
会場	目黒区総合庁舎本館 1 階 E 会議室
出席者	<ul><li>(委員) 植野、岡田、前田、宮内、河野、いいじま、金井、岩崎、かいでん、山田 伊藤、深山、倉島、佐藤、平尾</li><li>(区側) 企画経営部長、広報課長、情報課長、学校運営課長、碑文谷保健センター長、 介護保険課長</li></ul>
傍聴者	1人
配付資料	<事前配付資料>諮問事項の資料 <席上配付資料>前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿(第16期)
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問事項 (1) 区立小・中学校卒業証書の毛筆浄書委託に伴う個人情報の取扱いについて (2) 基幹系システム等のデータセンター化に伴う外部の電子計算組織との結合等について (3) 目黒区産後ケア事業(宿泊型)の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて (4) 要介護認定等情報の経由業務の外部委託等に係る個人情報の取扱いについて 3 その他
発言の記録	別紙のとおり

## <令和元年度第3回審議会発言記録>

# 1 会長あいさつ

会長 まだご出席のご連絡をいただいてお見えでない方もいらっしゃるんですけれども、定刻に なりましたので、開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

一言お願いを申し上げます。 2 時間を予定しておりますので、限られた時間の中でなるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、各委員の発言は個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことでございますが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況について、ご報告をお願いいたします。

区側 本日の出席状況ですが、ご欠席の連絡を4名の方からいただいております。あと3名の方がお見えでなくて、特に事前の連絡もいただいてないのですが、遅れてお見えになる可能性もあります。現在の出席者、21名中14名ということで、定足数を満たしております。

会長 傍聴についてですが、本日は1名の傍聴人がおりますので、ご承知おきください。 事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

区側 それでは、事前にお送りいたしました資料ですが、資料番号1から4ということで、4つ の諮問事項がございます。

それから、本日、席上に配付しておりますのが、資料5として前回の答申文、資料6として本日の諮問文、最後に名簿と座席表をおつけしております。

不足等がありましたら、挙手でお知らせいただきたいのですが、皆様、資料はおそろいで しょうか。

#### 2 諮問事項

(1) 区立小・中学校卒業証書の毛筆浄書委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長では、次第に沿って議事を進めてまいります。

次第の2、諮問事項1、区立小・中学校卒業証書の毛筆浄書委託に伴う個人情報の取扱い について、区から説明をお願いいたします。

区側 | (資料により説明)(約8分)

会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

委員 何と言ったらいいんでしょうか。私は高校の校長の経験者なんですけれども、今、結構毛 筆版の名前を入れられるパソコンのソフトなどもできているので、何もこれを外部にわざわ ざ委託する必要というのはないと思うんですね。私がやっていたときには、校長だけは自分 で1枚分だけ毛筆で自分の名前を書き、修了する学生の名前とか、番号も全部毛筆の書体で

印字されるというような形で、これは済む問題ではないのかなと思うのですが、実はお話の中で、委託先がシルバー人材センターとなっており、シルバー人材センターにも仕事を回す必要があるということであれば、またそれは違うことかなというふうに思うんですね。わざわざ個人の情報を委託してやるほどの必要性があることなのかどうなのか、毛筆で一人一人書いていくのも、校長とか、もしくは自分の担任の先生が書くならいざ知らず、そうではなくて、結局、シルバー人材センターの人が書くのであるならば、毛筆で書かれたものを学生がありがたがる、生徒がありがたがるということとも違うような気もするので、私としては、そのあたりのところをもう少し合理的に考えれば、必要のない問題ではないかなと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

区側

まず1点目のICT、そういったものを活用して印刷ということでございますけれども、 実はほかの区で、大田区だったと思うんですけれども、やっていると聞いてございます。確 かにそういったツールを使ってやると合理的に、しかも経費もかからずということでは我々 も思っているところでございますけれども、そういったこともできないかということで、今 年度から教育委員会のほうに学校ICT担当課長というのを設置しまして、学校のICT環 境を今後どうしていくかというプランを立てているところでございます。

我々学校運営課としても、そういったシステムがいろいろ変わっていく中で、委員がおっしゃっていただいたような仕組みができればと思っています。ちょっとまだ間に合わない状況でございまして、その間に合わない状況と学校の負担軽減ということを考えまして、もしそういったICTに移行できれば、それはいいことかなと思っているんですけれども、まだしばらく時間がかかりそうな状況もございますので、教員の負担軽減というところも鑑みまして、今回はおっしゃるようにシルバー人材センターに委託ということになりますけれども、実績もございますし、そういった形でまず、今回の負担軽減の一環とした取り組みで行いたいと思っているところでございまして、ICTのところに関しましては、今後の検討課題と研究ということの中で整理をしていきたいと思ってございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。

委員 今お話がありました、私も書をやっていたので、すごく手で書く大切さ、温かさも感じるんですけれども、ほかの区でICTをやっている、さっき言いました品川とか世田谷の状況がわかれば、手書きか、ICTなのか。

あと、シルバー人材センターで、これを書く方というのは何人ぐらいいて、毛筆浄書をやられている方なのかどうかと、あと、生徒の名簿が紙媒体で行きますよね。それの向こうの管理の仕方をもうちょっと詳しく教えてください。

区側

まず1点目の、近隣区の状況を伺ってございまして、先ほどのICT、パソコン等を使ってやる区は大田区と聞いてございます。ほかの区でございますけれども、品川区につきましては、本年度から委託の予算化をして、学校単位で浄書の委託をしているということでございます。

あと、世田谷区につきましても、こちらは教育委員会で取りまとめをして委託をしている

ということ。あと、渋谷区でございますけれども、渋谷区は来年度、令和2年度から目黒区 と同じように委託を予定しているということを伺ってございまして、あとはほかの区の状況 でございますけれども台東区も同じような状況で委託をしているという状況でございます。

また、2点目のシルバー人材センターでの筆耕なんですけれども、こちらはもちろん書道をやられる方が事務所の中で作業をされると伺ってございます。また、名簿の管理等につきましては、紙媒体で業者にお渡しをしますので、そちらはきちんと鍵のかかるところに保管をするということで、執務室の中でしっかりと管理をすると聞いてございます。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。

委員 1点だけなんですけれども、シルバー人材センターのかた、資料1-2を見ると、あちこち紙の情報が学校から出たり入ったりする状態になるということで、紛失する危険性だとかというのがあると思うんですね。そういった事例というのも過去、教職員が車の中にとか、盗まれちゃった、落としちゃったというケースがあると考えると、学校にシルバー人材のかたが来てくださって書くということはできないのかどうか。要するに、情報を外に出さないで済む体制をとるというのはどうなのかというのは検討されたかはいかがでしょうか。

今、委員がご指摘いただいたように、そういった状況で実施をすれば、個人情報が確実に 的確に保護されるかなと思っているんですけれども、シルバー人材センターは高齢の方が多 い状況でもございますので、区内31校あるところに出向いていくというのがなかなか難し いのかなという状況もございますので、そういった個人情報の取り扱いについてはしっかり 管理をした上で、シルバーさんのほうにお願いをしていきたいと思ってございます。

実は私、大田区の中学校に勤めていたことがありまして、以前は毛筆だったんですが、職場というか、学校ごとに毛筆体の卒業証書に変わりまして、得意な方が印刷にかかわると。でも、何回かやっているうちに、学年から学年へ伝わって、学年ごとでやるようになっているんですが、まだ大田区にいたときじゃなくて別の区で、私自身がたまたま書いてと頼まれて書いたこともあるんですけど、確かに時間がかかるし、気を使うし、そういう意味では大変かなというのは思います。だから、教員の負担軽減という意味ではいいと思うんですけど、おっしゃったように、わざわざ外部委託しなくても予算軽減とか、ある意味パソコンで済むならば、それで済ませることも十分できるかなとは感じています。今年それが無理であれば、またそういう方向で行ったらいいかなと思いました。

同様の意見なんですけれども、いわゆる審議会とすると、いかに情報が出ないようにする かという選択肢もあるので、そういう意味では、この委員会として情報が出ないような、皆 さんが言われるような選択肢はやっぱり考えるべきだとは。それで、申しわけないですけど、 いろんなところに来ていただくと、今度は逆に費用が発生してしまうので、本末転倒になっ てしまいますから、いわゆる費用の軽減とか、情報を出さないようにするためには、今年度 とは言わないんですけれども、当然、そういう選択肢はこの委員会として考えるべきだと思 います。

今、情報の取り扱い、それから、こういった業務の委託の考え方についてご意見いただきました。ICT、パソコン等を使った卒業証書の印刷が学校でできれば、もちろん個人情報の外部への委託も含めて外に出るということはございませんので、今後、学校ICTの環境

区側

委員

委員

区側

を整備する中で、これは我々としてもぜひ前向きに検討していきたいと思ってございます。 委託をすることで、シルバー人材センターにお願いすることで経費もかかりますし、個人 情報のやりとりも発生しますけれども、そこはやっている間はきちんと適切に管理をした上 で、先ほどのICTの整備とあわせて適切な、こういった業務の取り扱いについては教育委 員会としても考えてまいりたいと思ってございます。

会長 今年度に関しては、お金のこと等がかかわってくるので、予算措置がつけられないので、 とりあえず一旦外部委託にするけれども、これは永続的ではないということでよろしいです か。

区側 繰り返しになりますけれども、そういった学校のICT環境、これから計画を立てて整備をしていくということになりますので、その中に今、委員からお話をいただきましたような、システムというものかどうかはあれですけれども、そういった形で対応できるように、教育委員会としても検討してまいりたいと思ってございます。

会長まず、委員から。

委員 別紙3で、シルバー人材センターの個人情報の保護に関する規程があって、その中で、資料1-5ページ、「センターは、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。但し次の各号のいずれかに回答する場合は、この限りでない」と書いていますが、今回の区から審議会で諮問があって、ここで承認されれば一括して個人情報がシルバー人材センターに提供されるという関係になるんですが、このシルバー人材センターの立場から見て、(1)から(7)はこの限りでない部分だと思うんですが、こういう行政が審議会から諮問を受けて、一括して個人情報を提供する場合は、この1から7のうちのどの部分に当たるんでしょうか。

区側 シルバー人材センターが取り扱うときの項目でございますけれども、資料1-6に(1) から(7)と記されておりますけれども、今回、こういった形で契約上は教育委員会が行いますので、(7)に当たるのかなとは思ってございます。

委員 以上です。

会長 どうぞ。

委員 何人かの方がおっしゃっていましたけれども、一番気になるのはやっぱり紙媒体での提供ということだと思います。それで、浄書を人材センターでするわけですから、何人かで分担をしてやる。場合によっては紙媒体のものをコピーをするかもしれない。そういう中で、紙媒体のものが紛失をするだとかいうようなことが非常に懸念されるところでありますので、業務仕様書の中に紙媒体のきちんとした扱い方について、明確にお示しをいただいて、紛失だとか、漏えいだとかいうようなことがないように、入念的に対応していただきたいと思います。

区側

1-12に特記仕様書、別紙4として記載してございますけれども、資料1-13の第7条、8条、9条、10条、11条、こちらに個人情報の適切な取り扱いについて定めてございます。第三者への委託はもちろんしないようにということですとか、履行場所以外への持ち出しの禁止、それから資料の返却等に関してきちんと定めてございます。個人情報が紙媒体ということでございますけれども、その移動の際ですとか、管理につきましては、きちんと鍵のかかるもので管理をするということで、委員ご指摘のとおり、うちがしっかりと管理をしてまいりたいと思ってございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

委託先は予定としてシルバー人材センターになっているんですけれども、この予定というのは、今は時点的に予定ということで、もう確定のような形で考えてよろしいんでしょうか。

区側

今のところ予定と記させていただきましたけれども、我々といたしましては、シルバー人材センターの活用というところも含めまして、今の時点ではシルバー人材センターを予定しているというところでございます。

委員

とすると、シルバー人材センターにならない可能性があるということになりますので、シルバー人材センターで今、議論していますけれども、同じようなレベルの個人情報の取り扱いを行うことができる事業者に委託していくというようなことにもなるわけですよね。そこのところは今回の諮問の中に入っていると考えていいんでしょうか。

区側

今のところ契約に当たって、過去の実績ですとか、随意契約をする要件にシルバー人材センターが当たるかということで所管のほうも思ってございますので、契約のお願いの仕方とすると、今のところはシルバー人材センターということで教育委員会も思ってございます。

ただ、契約の中で、そういったことが仮にできないということになれば、ほかの業者という選択肢はあるかと思うんですけれども、我々とすると、今の時点ではこれまでの実績等も踏まえて、シルバーというふうにお願いをしていきますけれども、もしほかの業者、区内になかなかないかなと思っているんですが、なった場合でも、今回お示しをさせていただいた特記仕様書、それから、シルバー人材センターがつくっているような業者の個人情報の取り扱い、これにもちろん同じような基準をもってお願いをしていく、そういうことになるのかなと思います。

委員

わかりました。それであれば、シルバー人材センターと同程度の事業者の可能性もあると 考えているということで審議すればいいということですね。それで、シルバー人材センター さんですと、個人情報の保護方針がしっかりと定められていますので、特記仕様書の4条の 規定も満たしているということで、これは大丈夫なのかなと思います。

それで、1ページでご紹介があったように、別紙3になっていますけれども、特記仕様書、資料1-12なんですけれども、教育の実施ということで、第6条というところで、研修等を実施して区に報告してくださいとなっているんですよね。先ほどのフローチャートになると、その辺のところが書いてらっしゃらないので、多分、常識的にいきますと、納品する前の段階で研修を条件にさせていただいていることを区教委さんが確認をして、その上で、区教委さんのほうに報告があるというのが必要なんだと思うんですが、そこのところはどういうお考えなんでしょうか。

区側

こちらは教育の実施、もちろんシルバー人材センターのほうでも個人情報の取り扱いに関する研修等を行っていると認識してございますけれども、その状況につきましては、契約締結後にしっかりと確認をさせていただいた上で、業務には取りかかるというか、実施をする、そういった形で進めていきたいなと思ってございます。

委員

研修を行うというのを確認することは予定されているわけですよね。この特記仕様書ですと、区教委のほうで。ピンポイントで言いますと、シルバー人材センターさんが何らかの形で研修を行ったことを、この事業に特化した研修をするのか、もしくは一般的な研修をして、その研修は本事業委託に沿った研修であるよと、それはちゃんとされているよと、そういう確認は区教委さんがされる必要がある。それが流れの中に1つも書いてないから、そこのところをどうされるんですかということを聞いているんです。

区側

もちろんここの6条で書かせていただいているとおり、研修を実施するということになってございますので、こちらに基づき実施した内容については、我々に報告をいただくというところでしっかり確認をする。また、シルバー人材センターでないところであっても同じ状況でもちろん確認をしていくということになろうかと思ってございます。

委員

わかりました。じゃあ、ぜひよろしくお願いします。

会長

はい、どうぞ。

委員

細かいこと、確認 2 点なんですけれども、 1 点目、先ほど、シルバー人材センター以外の事業者の可能性ということでご指摘がありましたが、これは一者随契を予定されているということですよね。ということが 1 点と、次に今後の予定ということで、諮問承認後に契約締結と。その後に、令和 2 年の 1 月から筆耕開始となっているんですが、じゃあ、この名簿のデータを渡すタイミングというのはどのあたりになるのかと。できるだけ学校にデータを持っておいて、ぎりぎりのタイミングで渡したほうが安全性の面ではいいのかなと思ったんですが、そのタイミングについて考えていらっしゃったら、教えてください。

区側

1点目の契約につきましては、現時点では、委員がおっしゃられるように思っているところでございます。2点目の卒業生名簿の作成でございますけれども、確かに契約のほうは承認が得られれば手続を行いたいと思ってございますけれども、実際、筆耕を開始されるのが資料に書いてございますとおり令和2年の1月ということで、できればその直前、1月に名簿として業者のほうにはお渡しをしたいと思ってございます。

会長

それでは、よろしければ採決に移ります。

委員

よろしゅうございますか。

会長

はい。

実務的なことなんですけれども、今、各委員からいろいろご指摘とかご質問があった点は、まさにそのとおりだと思います。パソコンですごくシステムを組む必要は決してない。私どもも年賀状はできるし、あるいは年賀状じゃなくても、個人的にもできるんじゃないかなと思うんですが、それはさて置いて、具体的にこのやり方でおやりになるときに、これはお願いなんですけれども、別紙1のフローチャートがあります。フローチャートの黒い矢印のところ、これは持ち運びになるわけですね。ここについては学校側と、それから受託者が持ち運びされるんだと思うんですけれども、そこの取り扱いについてはどういう形態で持ち運びするんだと、してねということをぜひ明確にしてほしいと思います。そうしないと、個人情報の取り扱いの審議をするときに、ここが明確にならないと大丈夫だよというのを結論をなかなか出せないんじゃないかなと思います。学校側にどういうふうに徹底されるのかということですね。

それからもう一点、これも皆さんから何点かご指摘があったところなんですけれども、実際に受託者で作業をされるとき、おそらく2,500弱ですから、かなりのボリューム、時間がかかるということになると、人がたくさんかかるということになりますと、少なくとも毎日の、例えばコピーする、コピーはだめだと書いてあるんですけれども、コピーせざるを得ないということであれば、コピーする場合の管理、それから、あるいは作業が終わったときの日々の管理がどうなるべきなのかというのは明確に受託者のほうにしてあげないと、それが適切かどうかというのは、この文章だけではなかなかわからないんじゃないかなということです。

毎日終わったら鍵のかかる金庫に入れると。その場合、何部使えたかというのは、すごくハンドリングが大変だと思うんですよね、証書ですから。何枚書いたかというのは管理しないといけないから。その辺を含めて、もう少し詳細な作業手順、管理手順を示していただいて、それを契約の中で結ぶんだということを示していただけないと、この内容だけではなかなか外部委託において大丈夫だよという判断ができないのではないかなと。先ほど何カ所かご指摘がありましたけれども、俗に移動のときに事故が起こる可能性は今までも散見されているし、処分の対象にもなったことがありますし、特にこういう膨大な資料の場合は、日常の管理がすごく大変でしょうから、そこもできれば明確にしてもらったほうが判断はしやすいのかなと思いますけれども。

区側

今、個人情報の資料のやりとりといいますか、その中でのしっかりした管理というご指摘かと思いますけれども、まず、こちら、資料1-2に記載をしているとおり、矢印で色が塗ってあるところで、個人情報が動くということになります。

初めに、例えば④のところで学校が受託者のほうに名簿を持参する場合、持参するというようにこちらは書いてございますけれども、もちろん持参する場合は、ほかのそういった個人情報を外に持ち出すときと同じだと思うんですけれども、もちろん鍵のかかるものにきちんと入れて学校職員が業者のほうに持参をするということをもちろん考えてございます。

それから、逆にできたもの、業者のほうで作成いただいた卒業証書ですとか、作成が終わった名簿を学校に返すときも同様というふうに考えてございます。そちらについてはしっかり仕様書にはきちんと書かせていただいて、委託先のほうにきちんと指示をしてまいりたいと思ってございます。

また、委託先、予定ですけれども、シルバー人材センターに行っていただく場合でも、日々の作業の中では1つの作業所で作業をすると伺っておりますので、その作業所の中でのしっかりとした名簿の管理、終わった後はきちんと金庫に入れるというのはもちろんなんですけ

れども、書き上げた卒業証書と名簿自体の突合といいますか、どこまで書いた、進行も含めまして、それは作業の流れの中で、業者側にしっかりとお願いをしていくことかなと思いますので、その辺のことについても仕様書にうたえる範囲についてはきちんとうたわせていただいて、個人情報、名簿等の管理についてはしっかり行ってまいりたいと思ってございます。

委員 できれば、それをこういう審議会、こうするんだというのをお示しいただいたほうが審議 するほうとしては安心なんですけれども。

区側 よろしいですか。

会長はい。

区側 こちらは個人情報保護に関する審議会ですので、通常おつけするのは業務そのものの仕様 書ではなく、個人情報の取り扱いに関する部分の仕様ということで、ご心配の部分、先ほど、学校運営課長からも申しましたとおり、1-13の複製の禁止ですとか、持ち出しの禁止、そういったところで意向は書いてあって、これは守ってくださいということで、実際、実務 上の仕様書というのは、もう少し細かい手順書ができますので、それを事前に個人情報保護 審議会にお諮りする際に、その仕様書が最終的に完璧に固まっているかというと、まだ間に 合わない場合もありますので、可能な場合でしたらおつけすることも検討したいのですが、業務によっては、細かい指示書までがちょっとまだ固まり切ってない場合もあります。 固めていく際には、こちらでいただいた意見も反映しながら、個人情報の特記仕様書を踏まえた形で、それが守られる手順書ということで、細かに指示を出してまいるということで、それは今回のお話だけでなくて、委託全般について、そのように行っていきたいと思います。

委員 委員長にちょっとお願いなんですけれども、この委員会でどこまでを委員の皆さんに責任 を持って見てもらうかというのは明確にしておいていただいたほうがいいと思うんですよ ね。今の点はちょっと不明確なので、そこが審議の対象の外だと、よくわからないですよね。

会長 本審議会は個人情報の保護の条例に従った取り扱いをするかどうかなので、まず、取り扱いの話がメインで、その後の運用ですよね。さっきの運ぶのは運用の仕様が固まっていれば、広報課長からも説明があったように、運用に関しての細かい部分が固まっているのであれば、資料として出すことは可能であると。固まっていない部分については説明ができないので。

委員 それはもう行政のほうに任せるということですか。

会長 そうですね。こちらはまず、個人情報をその部局が取り扱いたいと言って申し出たのを審議すると。そもそも論として不適切であるということであれば、こちらとしては是としないという結論を出していただければと。

委員 微妙ですね。

委員 いや、微妙じゃないです。

会長 それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

区側はい。

会長 では、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

区側 | 賛成13ですね。

会長 反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

では、14名中、賛成13名ということでございましたので、諮問については是とさせていただきます。ありがとうございます。

(2) 基幹系システム等のデータセンター化に伴う外部の電子計算組織との結合等について

会長 では、次に、諮問事項2でございます。基幹系システム等のデータセンター化に伴う外部 の電子計算組織との結合等について、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約14分)

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、 お願いいたします。

委員 資料2-5のほうで委託先がア、イ、ウとあるんですけれども、これはそれぞれ別々に委託 先を決めるんですか。それとも一括して決めるんですか。

区側 委託先は基本的には別々を想定しております。

委員 別々にする理由は何かあるんですか。

区側 事業者の専門性でございまして、今、運用保守を行っている事業者がシステムのアプリケーションを開発した事業者でございます。それから、今回、新しいシステムを構築いたしますので、そのシステムの構築、ハード面ないしそれに近い内容というのは、また別のハード系の事業者が担当することになりますので、簡単に言うとメーカーが分かれておりますので、メーカーの得意分野ごとに、専門性のあるところごとに委託をすると、そのようなものでございます。

委員 個人情報の保護の観点からしますと、やはりまとまってやったほうが、個人情報の扱いが 秘密保持等の点で業者がたくさんなるよりも、まとまったほうが保護の精度が上がるんじゃ ないかと思うんですが、そこら辺のところはばらばらにする理由はわかったんですけれども、 まとめていくような考えはないわけですか。

区側 もし仮に全部の事業を請け負ってくださって、かつ、それが一定の合理的な金銭の範囲内

ということであれば、私どもとしても個人情報の保護にも資することになりますし、つき合い先の業者さんが少なくなりますので、負担は軽減できるんですけれども、今のところそういう事業者さん、全部請けてくれるところはいないと考えておりますので、それによりこの内容でお願いするというところでございます。

委員 そうすると、それぞれの委託先について厳しい条件をつけて、個人情報の保護を図ってい こうと、こういう考えでよろしいですか。

区側はい。

委員 とすると、プロポーザルのところで考えてらっしゃるのは、どのレベルのものを考えてらっしゃるんですか。プロポーザルでよりよい業者を選んでいこうとすると、個人情報の保護の観点からは、プロポーザルの中で重点的に見ようとしているようなところは何かあるんですか。

区側 今回、データセンター化ということになりますと、一定のISMSとか、プライバシーマークとかの基準、あるいは提案の基準によっては、一定のレベルは確保できますけれども、その中で、じゃあ、具体的にどんな項目があるのかということは、各事業者それぞれ異なると考えておりますので、特に情報セキュリティに関しては、十分な高いレベルが得られるように選定できればというふうには考えております。

委員 続けてよろしいですか。

会長しない。

委員 住基ネットのシステムについて、運用保守というところなんですけれども、住基ネットシステムについて、何かこう、全国の自治体ど皆さんで使うシステムですので、センターとか、そういうところから、このレベルの保守をしないといけないとか、個人情報の保護について、このぐらいのレベルがなくちゃいけないとか、そういう基準は何かあるんですか。

区側 センターのほうから示されているのは、どちらかと言えば、技術的な水準ということが求められていると理解していますけれども、そうした水準はクリアできている業者さんに今、現状でも委託しているところでございますので、そちらには引き続き委託したいと考えております。

委員 今の点でよろしいですか。

会長はい。

委員 技術的な点だけでしかないんですか、基準は。個人情報の保護のレベルはないんですか。

区側 個人情報の保護のレベルに関しましては、まさにマイナンバーを取り扱っている部分でご ざいますので、その水準に沿ってやっていくというふうに理解しております。

とにかく特定個人情報も含めて、個人情報をはじめ区の基幹的な情報を扱うことになるので、非常にしっかりとした保護に立っていただければなと思うところです。

最後にもう一点よろしいですか。

会長

はい。

委員

最後にもう一点、先ほどありました資料2-9の主なデータセンターの要件のティア3以上ということで、前も聞いたことがあるんですけれども、ティア3がかなり高いとは聞いているんですけれども、今、災害が大型化してきているので、これをティア4にするとなると、やっぱり相手方がかなり少なくなって、契約が難しいと、そういうレベルになるんでしょうか。

区側

ティア4のレベルでいいますと、本当に1分1秒でもシステムを止めてはいけないような、例えば医療とか、生命、身体にかかわるようなシステムと理解しております。区役所の業務も十分大事ですけれども、1秒止まったからといって人は死にません。その1秒を止めないぐらいのレベルですと、確かに事業者さんも少なくなりますし、当然レベルが高いので、費用も高額ということで、現状の水準以上の費用というところは、なかなか区役所としても捻出するのが難しゅうございますので、ティア3ぐらいであれば、何とかその費用の範囲内かなとは今、見込んでいるところでございます。

委員 わかりました。結構です。

会長 どうぞ。

委員

2点お伺いしたいんですが、まず、この委託期間はいつまでをご想定、何年間ご想定されているのか。チェックは頻繁に多分、満たしているかというのは必要だと思うその一方で、ころころ事業者が変わってしまうとまたリスクも多くなると思うので、そこをお伺いしたいというのと、こういったデータセンター化というのはほかの自治体、特に23区とかの状況はどうなっているのか、もし把握されていれば教えてください。

区側

まず1点目、委託の期間でございますが、データセンター化をするに当たって、ソフトウエアの構築を行いまして、それが税法上では耐用年数は5年と言われておりますので、今回の期間に関しては、基本的には5年という想定でおります。

2点目、データセンター化でございますけれども、今、私どもがご説明している基幹系システムというのは、目黒区の枠組みということになっているんですけれども、ほかの自治体、さまざまな導入の仕方がありまして、必ずしも一様ではございませんけれども、23区の中で申しますと、それぞれのシステムによりますけれども、10区から13区程度、何らかの形で外部のデータセンターを利用していると聞いてございます。

会長

ほかの方はいかがでしょうか。

今、23区の中でも10区を超えるようなところでデータセンター化しているということなんですけれども、それぞれの自治体でどこに委託をするかというところはまちまちだと思うんですけれども、そういう各自治体の連携という意味では、委託する業者が別々であって不都合などはないのか、その辺まずお伺いしたいんですが。

区側

では、お答えいたします。情報連携に関しましては、例えば、マイナンバーの関係でいいますと、情報提供ネットワークシステムというものが円滑に動くようにするというのは、それぞれ受託事業は別にありますけれども、それぞれの事業者の責任において、きちんとその規格に適合するように稼働させておりますので、区ごとに事業者が違うから何か不都合がある、そういうところはございません。

委員

いずれにしても、この前の審議会の中でクラウド化の話もあったんですけれども、決してこのデータセンターがクラウド化というものを意味するものではないというお話ではあったんですが、ただ、この資料に見られるように、相当膨大なマイナンバーを含む個人情報が委託業者のデータセンター化の中で扱われることになるということですが、これまで基幹系システムについては、システム処理については区の職員が行っていたということで、障害が起きたときも区の職員が関与する、そういう場面はあったと思うんですけれども、今回、万が一システムに障害が起きたとき、あるいは万が一、個人情報が漏えいしたというような事故などがあった場合には、その責任の所在というところは区のほうになるのか、あるいはデータセンターの委託業者になるのか、その辺の区分けとか、そういうものはどうなるでしょうか。

区側

責任の所在と申しますと、当然ながら、委託事業者が受託している範囲で受託している事項が守れなかった、そういうことがあれば、それはもちろん受託者の責任ではございます。とはいえ、委託したらそれで全部責任が区になくなるとか、そういうものではございませんので、委託している側として、区としても責任は負っているというふうに理解しております。ただ、万一のことで申しますと、災害等で万事やむを得ないというところもございますけれども、最終的には、委託している側の人間として責任を負うべきところはあるというふうに考えておりますし、逆に、受託者の範囲で保険とか補償などクリアできるものについてはお受けいただく、そのように責任を判断していくのかなというふうに考えております。

委員

今の目黒区の個人情報の保護条例などでは、従来から相当ほかの区と比べても厳しい個人情報の要件も定めてきたというような経過もあって、そういうところから見ると、確かに財政的な要因とか業務の効率とか、そういうことはあると思うんですけれども、しかし、やはり相当税務とか、あるいは医療保険など、子育て問題とか、かなり広範囲にわたる個人情報について業務委託をしていくと、責任の所在についても区のほうも、それから委託された業者のほうも相当の個人情報を守る義務は課せられ、もし何かあった場合は双方それなりのペナルティーというものはあるとは思うんですけれども、これだけの個人情報がこうした形で一気にデータセンター化されるということでいくと、もう目黒区の条例ではコントロールできないというような、そういう部分が多々あるんじゃないかなということで、非常に堅牢なセキュリティを課すとか、プロポーザルでは相当ないろいろな条件を課していくでしょうけれども、そういう部分では区のコントロールが効かない部分が多々出てくる、そういう危惧があるなということで、しかもマイナンバーもその情報の中に含まれているということで、今の目黒区の条例の精神と比べあわせて、こういうあり方が果たしていいのかということは

個人的には疑問に思うんですけれども、その辺、改めてお聞きしたいと思います。

区側

では、考え方でございますけれども、私としては目黒区の個人情報の条例に沿って処理しているものと理解しております。そもそも何を守らなければいけないのかというお話なんですけれども、ちょうど今、委員の皆様、外をごらんになればおわかりになると思います。今日もあまり天気よくありませんけれども、池がございまして、ほんとうに万万が一にも地震なんかが起きた場合に、あの池が壊れるか、あるいは水害のハザードマップなどを見ますと、この庁舎の周りも若干、50センチ弱ですけれども、浸水するような、そういう地形的な問題を抱えているところでございまして、床上50センチというのは物を上げちゃえばいいんですけれども、その辺、いろんな配線が走っていまして、とてもとてもおそらくそんな事態になったらもたないというふうに考えておりまして、一番大事な情報であるからこそ、きちんとしたところで管理することが妥当であるというふうに考えているところでございます。

委員

もう一言いいですか。もちろんセキュリティとかデータを守るという、そういう部分に関してはおっしゃるとおりだろうというふうには思うんですけれども、自治体が持っている住民の個人情報のかなり大きな部分を業務委託という形で民間に委ねることになっていくというようなやり方が、果たして、さっきも言ったような自治体としてコントロールの効くやり方かなというところで、目黒区の条例の精神と照らし合わせてもどうかというふうに思っているところで、そういった部分についてどのようにお考えかというところで、物理的にデータを守るというところとは別に、委託の可否というところについてどう思うのかなというところについてお聞きしたいなと思います。

区側

では、委託の可否について申し上げますと、委託するのはあくまで運用保守とかなどのコンピューターの専門的な部分だけを委託するのであって、通常の住民記録だとか税とか、そういったもののデータを基本的に扱うのは私どもの職員でございますので、専門性が必要な部分に関しては専門家にお願いする、私どもできちっと管理すべきものについてはきちっと管理するというふうに理解しております。

委員

専門的な知識はないんですけれども、皆さん言われるとおりで、管理方法はこの審議会等で要は行政で決めればよろしいですし、先ほどご自分でおっしゃられたとおり、物理的なデータというのはより安全なところに今は確保するしかないと思うんですよ。繰り返し、専門的なことは言えないんですけれども、だからこそ、すいませんね、対価を払って外部委託というのは、今のソフトに関してはしようがない部分じゃないかと思うんですが。

委員

私も専門的な知識がないわけなんですけれども、外部委託してデータセンター化する、その目的ということが2-1のところに4つ書かれていて、最も重要なことがセキュリティレベルの向上であるという、そういうお話であったわけですけれど、現行の状況というのが資料2-5のところに書かれてありますけれども、今の形で非常にセキュリティ的には危ないということを意味しているのかなと思って、かえって非常に不安になる。データ化しないと、そんなに守られないような状態で今いるのかという不安をすごくかき立てられるような形になっているんですが、今の現状であっても、もちろん一定程度、池がいっぱいになろうが、水害があろうが、バックアップしているわけですから、回復は可能であるわけですよね。

しかし、なおかつ外部委託化することに意味があるということをもっと積極的に説明して

いただけないかなと。今の状態で何かできないことがあるというと、非常に不安になって、 外部委託化する非常に大きな意味合いということがどこにあるのかというのがいまいち把握 できないというか、そういうところがあるので、そこについて、もう少し今の状況ではとて も不安だというふうに捉えていいのか、どうなのか、そこをご説明いただきたいと思うんで すが。

区側

現状でもコンピューターが置いてあるサーバー室などは電気錠で管理しておりますし、それから監視カメラなんかもつけているところでございますので、一定のセキュリティのレベルというのは確保しておりますけれども、さっき言いましたTierの基準でいいますと、区役所はレベル1になっているかどうかというところでございまして、そこを、外部のデータセンターが基本的に立ち入り禁止の建物なんですね。そもそも人が入れない。関係者以外立ち入り禁止の建物で保管するということと、あとは、こちらですと、万一被災した場合には、正直申し上げて、復旧に何カ月かかるかもわからないというようなところはございますけれども、外部のデータセンターであれば、そのリスクが低減されるというふうに理解しております。

委員 建物も古いというか。

区側

建物は、この前、建築系の部長から聞きましたが、建物自体はものすごく頑丈につくってあるというふうには聞いております。ただし、どうしても電源周りとか、そういったところは弱いというような状況はございますので、電気が通っているうちは多分、建物が壊れても大丈夫かなとは思っておりますけれども、電源を喪失してしまうと、かなり厳しくなるというような建物の状況でございます。

会長

建物そのものは昔からあるので頑丈ですけど、現在のように電気を使う設計にはなっていないということですね。

区側

なっていないです。歴史的な価値のある建物であるとは聞いていますけれども、その分、 なかなか手をつけられないこともございます。

会長

また、最近のコンピューター機器の拡張性のことを考えると、庁舎内でやるにも限界があるということ、最近、大規模災害が続いていて、台風15号もそうですし、東日本大震災でもサーバーがやられて、復旧に、自治体サーバーが回復するのに時間かかったという話も出ている中で、ちょうどシステム更新の時期が来たからこの話が出てきたというふうに私自身は考えているんですけれども、そういう趣旨ですよね。万が一を考えて、電源喪失の危機があったときでも区役所が機能できるようにと。

区側

はい。先ほども少しご説明いたしましたが、おおむね機器の寿命を5年と想定しておりますので、この機会を逃すと、また改めて5年間、何とか頑張っていますけれども、今の現状の庁舎内でシステムを運用し続けざるを得ないというところがございますので、できればこの機会に実施したいというふうに考えているところでございます。

会長 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

区側 14人全員。

委員(僕は反対です。

区側 13名ですね。

会長 そうしましたら、賛成13名、反対1名。では、13名の賛成がございましたので、諮問 は是とさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 目黒区産後ケア事業(宿泊型)の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長 続いて、諮問事項(3)目黒区産後ケア事業(宿泊型)の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約6分)

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございました ら、お願いいたします。

委員 私自身、この事業は存じ上げていなかったのであれなんですけれども、今現在、例えば、 宿泊型を必要とされるような母子があるケースはどのような対応を行っているのかというの が1点と、これまでのいろんな相談を受けていく中で、いろんなケースが多分データとして は蓄積されていく中で、どれぐらいの利用見込みを見込んでいらっしゃるのかなという、そ の2点をお伺いしたいです。

区側 それでは1点目、現在、そういった対象の方の対応ということですが、こちら保健センター、保健予防課の地区担当保健師が個別の対応を行っているところでございます。また、今年の4月からは訪問型の産後ケア事業を開始いたしましたので、宿泊はできないのですが、助産師が自宅に訪問し、乳房ケアとか育児指導などを行っているところでございます。こういった事業でカバーしているところです。

2点目の見込み数につきましては、現在の病院との間で2床確保していただいておりまして、年間で延べ146床を予定しております。

委員 ありがとうございます。

もう1点いいですか。この母子の対象となる方たちというのは、自分から声を上げられる人はそれでいいのかなと思うんですけれども、そうじゃない、なかなか声を上げづらい人たちがいると思うんですけれども、そこら辺はどのように声かけしていくのかなというのが知りたかったんですけれども。

区側 まず、保健センターでは今、「ゆりかご・めぐろ」と言いまして、妊娠期の面接をしております。ここでまずチラシをお配りして、事業につなぐ予定です。妊娠8カ月ごろになります

と、一般的に皆さん分娩後の環境のイメージがつくころですので、8カ月ごろから、支援を する人がいないとか、体調が不安だとかいった場合には申請をしていただけるようにしてい

それから、自分から言い出せない方ということでいえば、「ゆりかご・めぐろ」で保健師そ れから助産師が状況を把握しておりますので、個別にPRをしていく予定でございます。

会長 どうぞ。

私自身はこういうことには賛成でありますし、それから、区自身がやるというのはやっぱ 委員 り場所的にも難しいと思うので、外部委託をせざるを得ないというふうに思うんですけれど、 大体どのくらいの期間入所する、宿泊するという感じになるのか。それは多分、個人個人で 違うだろうと思うので、そこのところは結構難しいところなのかなと、受け入れ先のところ でということなので、そこを、個人情報と関係ないことで申しわけないんですけれども、ど うやってクリアされるというふうになっているのか、委託先との関係でお伺いしたいんです けれども。

区側 宿泊は基本的に4日間、3泊4日という契約で考えております。受託者側との交渉の中で、 確保できるベッド数など調整していただいた結果、3泊4日というプログラムになっており ます。ただ、人によってはもっと長期間という方も中にはいらっしゃるかもしれません。そ ういった場合は、契約の期間は3泊4日で、その後、もし引き続きということであれば、利 用者と病院との間で調整していただくというふうに想定しております。

委員 資料3-3の下のほうに同意書がありまして、これは利用者さんが利用する前に、私はこ ういうことを同意してこの事業に参加いたしますという同意だろうなというふうに思ってお りますが、その中の6番「委託事業者」、つまりこの場合、病院ですよね。病院さんが「区に 対して本事業の利用状況を報告すること」とありますよね。何らかの形で3泊4日が終わっ た後、報告書が上がってくるということになっているのかどうなのかという、その報告の仕 方というところが1点目。

2点目なんですが、同じ同意書の一番下の8ですね。「新生児訪問事業等、保健サービス提 供のために、利用時の状況等」、これも病院から上がってくる話ですよね。利用時にその人は どういう状況だったのかというのが病院から上がってくる話ですよね。というような情報を、 一旦目黒区が受けて、その報告を目黒区が利用するって、どこでどういうふうに利用するお つもりなんでしょうか。以上2点です。

まず1点目、同意書の6番ですね。報告ですが、資料3-1、1枚目になりまして、この 流れの中で受託者が、⑥ですね、目黒区宛てに実績報告書を提出していただきます。月締め の翌月10日までということで、利用者についての実績報告書を上げていただく予定でござ います。

それで、私どもがいただいた情報につきましては、地区担当保健師が個別に継続して支援 が必要な場合もございますので、その情報をもとに、よりきめ細かい支援につなげる、そう いった目的で使う予定です。

委員 わかりました。ということは、この資料3-1の今お伺いした6番の実績報告というのは、 紙ベースで来る。

区側

区側 そうです。

委員 紙の報告書が上がってくるということですね。

区側 はい。先ほど説明もありましたが、この実績報告書、請求書に関しましては、レターパックで紙で区に提出していただく予定でおります。

委員 レターパックで行ったり来たりする。わかりました。ありがとうございます。

会長 委員のほうから。

委員 2点ほどお伺いします。1つ、今、質問に出ました申請書、これが具体的には受託者に写しが行くわけでありますけれども、この申請書の写しが受託者のほうに行くということについての記載というか、本人への連絡はどういう形になっているのか。

それから2つ目は、先ほどご説明のときに申請書の返送というお話がございました。実績と一緒に施設から返ってくるということだと思いますが、そのことについては、返送の規定は特記仕様書の中には特段ないんですよね。ないように見受けるんですが、どこかに別途、事業の仕様書等々に記載をするのか、その2点についてお伺いします。

区側 1点目の申請書の写しを受託者に送ることの同意といいますか、了承ですが、これは申請書の窓口でお受けする予定としておりまして、その際に口頭で了解を得る、同意を得るということを想定しております。

2点目の特記仕様書への記載ですが、現段階で触れていませんので、それは病院としましては、この取り扱いについて、医師法、それから関連する法律に基づいての取り扱い、適正な管理ということにしておりますので、特記仕様書にはその旨の記載は除いているところです。

委員 │ そうじゃなくて、申請書を返送するということについて、どこかに書いてあるんですか。

区側 いえ、それは。

委員 先ほど返送するというふうにおっしゃったんだけれども。

区側 そうですね。申請書を送って、返送するということについては。

委員 実績報告と一緒に申請書を戻すわけですよね、区に。その返送するということについて、 どこに記載があるのか、わからなかったものですから。

区側 そうですね。具体的には記載はないのですが、口頭で確認していることと、それから医師 法とか関連の法律にのっとって適正に処理するという中で、当然この辺を返していただくと いうことを確認したというところです。

ちょっとよくわからないんですが。返送することについて、明確にどこかに明記しなくていいんですか。申請書を返してもらうということについて、どこかで明記する必要があるんじゃないかと思っているんですが。

区側

失礼しました。これは契約の仕様書にその旨、記載します。

委員

そういうことですね。わかりました。

会長

どうぞ。

委員

妊娠期から子育でにわたる切れ目のない子育での支援がずっと打ってできて、実現して、訪問のほうはやっていただいて、今回すごく人数が多かったですよね、訪問で相談を受ける方たちが。それにプラス宿泊型もということで、世田谷とかではかなり前からやっているのを今回やっていただくことになったことはすごくよかったんですけれども、支援の必要性が認められる者という選び方、今日、碑文谷保健センター長がいらしているので、その内容を聞けたらということと、あと、訪問している方、かなりの人数がいらして、その方たちに、訪問してほしいという悩みを持っている方たちに手厚く、1つ段階を上げて宿泊という形でしっかり伝えていっていただきたいなということと、あと、先ほどお話ありました3泊4日ではなかなか厳しい部分もあると思うんですけれども、このことが始まることで、子育ての孤立だったり、虐待を防ぐとか、そういうことも必要になってくると思うんですけれども、宿泊が終わってからが、どこの課と共有していくか、すごく大事な部分だと思うんですが、それも個人情報もあったりして、どこと共有しながら宿泊後の対応をしていくかの点をお願いいたします。

区側

まず1点目の支援の必要が認められる者ということですが、実際には申請書が出されて、 区の保健師がアセスメントを行います。まずハイリスク、ハイリスクというのは高齢で初め ての出産をされる方とか、逆に若年で初めての出産をされる方、それから、コントロールで きているけれども、疾患をお持ちの方などが想定されています。それと、前提として、支援 がなかなか受けられない、得られないというような方にこの事業をすすめていきたいと思っ ております。

また、情報の共有についてですが、4月から子育て世代包括支援センターを開始しましたので、保健予防課、碑文谷保健センター、それから状況に応じて、子育て支援課利用者支援係といったところと情報の共有を図りながら、適切な支援を行っていきたいと考えております。

会長

先ほど挙手をされかけていましたが、よろしいですか。

委員

先ほどおっしゃっていたことで、例えば、資料3-3の申請書の一番下に、この申請書は 医療機関に渡るということと、終わったら返還されますというのを一言書いておけば済むん じゃないかと思っただけです。

会長

どうぞ。

個人情報にかかわるところだけにしますが、まず、申請書の写しをレターパックで送るというのは、何か情報セキュリティ的にそちらのほうが安全だということなのか、どうか。申請書の原本を送るのであれば、それはレターパックでわかりますけれども、写しであれば、例えばメールで送るとなると経費はかからないと思うんですけれども、住所を自分で書いたほうが安全だということだとしたら、それの理由を教えてください。

それから、申請書の写しを今度返送するというお話もあったんですけれども、なぜこれ写しを返送するのかなと思いまして、要は個人情報を病院のほうで持っていちゃいけないということであれば返送はわかりますけれども、これシステムに当然、診療録に個人情報も含めて入力するわけですから、それならば、わざわざ危険を冒してレターパックで返送せずとも、例えば病院でシュレッダーかけてもらうだとか、そういうことができないのかなと、ごめんなさい、素人の視点からの意見ですけれども、どうでしょうか。

区側

まず、レターパックの使用ですが、これは個人情報を適正に扱うということで、郵便でも 追跡できるのでレターパックを使うということです。

それから、一旦送ったものを返送ということですが、取り扱いとして、区からお出しした個人情報ですので、これは適正に返していただくということで、適正な処理を行っていくということです。

区側

補足します。事前にいろいろお話を聞かせていただいたんですけれど、診療録に記載するというのは、病院のほうの電子カルテのほうにいろいろ記録はとるということで、区のほうから送ったこの紙については、病院のほうで保管する規定がそもそもない、何年たったら紙を廃棄するとか、そういうものがないので、終わったら実績報告と一緒に、この人に関する報告ということで紙ベースでご返却いただく。診療録としては病院のシステム上は残りますけど、紙は残さないという、そういうことで病院のほうとお話しなさっているというふうに聞いております。

会長 よろしいですか。

委員

何点か教えていただきたいんですけれども、まず、こちらの病院さんですね、厚生中央病院さんなんですけれども、特記仕様書に書かれております取扱規程、個人情報の、これは所有されているんですか、既に。

区側

はい、所有されています。

委員

そうすると、特記仕様書の要件は満たしているという形になるわけですね。

区側

はい。

委員

もう1点、ちょっと細かくて申しわけないんですけれども、資料3-3で申請書の案が出ているんですけれども、その真ん中ぐらいに利用料金とあるんですけれども、これって何なんでしょう。

区側 これは減免制度を設けておりまして、通常の課税世帯の方に現在のところ1万円と想定しております。非課税世帯はその半額、生活保護世帯は免除という規定を想定しておりますので、その情報について病院に出す必要はないので、ここに料金だけを記入するというふうに考えております。

委員 そうすると、これを記載するのは申請者なんですか。

区側 いえ、ここは行政が記載します。

委員 ですよね。そうすると、この申請書の申請内容の中に入っていて、何か申請者が書くよう な形になっているのはわかりにくいので、例えば欄を変えて、こちらは区のほうで記載しま すとか何かしたほうがいいのかなと思います。

細かい点をついでに言ってしまうと、「利用料金」と下のほうの「自己負担額」が言葉が違うというので、その辺のところも統一していたほうがいいかなと思います。ついでですが、資料3-2のほうでも違う言葉を使っているので、どこかで統一したほうがいいんじゃないかと思います。

区側 わかりました。ありがとうございます。

会長では、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

区側 今度は14人、全員です。

区側 ありがとうございました。

(4) 要介護認定等情報の経由業務の外部委託等に係る個人情報の取扱いについて

会長 予定の終了時間まで残り15分なんですが、分厚い資料の審議会資料4が来ておりますが、 できるだけ時間内におさまるようには進行したいと思いますが、残り1件でございますので、 多少時間をオーバーしてでもこのまま進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、諮問事項(4)要介護認定等情報の経由業務の外部委託等に係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いしたいのですが、その前に私から1件、これに関しては、また区から説明があるところではございますが、区からお詫びがあるところですので、本来の年度としてはかなり遅く出てきている。これが今期に入って2回目でございますので、前期に引き続きこういうことが起きておりますので、くれぐれもこういうことのないように、所管の方々のほうではぜひ、他の委員からも前の議題でも指摘がありましたが、目黒区の個人情報保護審議会、特に目黒区の個人情報保護条例はかなり個人情報保護法ができる前から運用していて、強度も高いものを運用しておりますので、職員の方が意識を持ってやってい

ただかないと、張りぼてになってしまいますので、その点、しっかりとお願いをいたしたい と思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約17分)

会長 今回、新しく法令等通達でこういうようにせよということですので、区役所側でどうにも ならないことだというのはわかるんですけれども、条例要件がありますので、そのあたりを きっちり研修等で補っていただいて、意識を高めていただければと思います。

それでは、改めまして、この諮問事項(4)につきまして、皆様方のほうからご意見、ご 質問等ございましたら、お願いいたします。

委員 ようやく変なのがわかったんですけれども、資料4-2の2の委託の(1)なんですけど、 ここで書いてあるのは、「委託業務に次の業務を追加する」と書いてあるんですね。この追加 というのは何にこれを追加するのかというのは、元のやつは何なんですか。

区側 国保連につきましては、これまでも例えば給付の関係の業務ですとか、そういったものは 既に委託業務としてやっておりまして、そういった委託業務に追加するというような意味合 いでございます。

委員 わかりました。そうすると、今回の諮問の対象とは別のものがあって、それに今回の諮問 の対象の業務も追加しますよと、そういう趣旨なんですね。

区側 さようでございます。

委員 としますと、資料の4-10の3で書いてあります、これは国からの事務連絡ですよね。 これに書いてある要介護認定等データの提出というのは、これが今回追加される要介護認定 等情報の経由のことなんですか。

区側はい。

委員 そうすると、丸々なんですね。

区側 そうです。

委員 さようですか。丸々落ちていたということですね、ほんとうに。追加じゃなくて、完全に 落ちていましたということですね、そうしますと。

区側 こちらにつきましては、先ほど若干お話しさせていただきましたとおり、資料の4-20 の第9条というところで追加をしています。

委員 そうすると、第9条は31年度のものですよね。そうすると、その前の覚書ではどこで書いてあるんですか。

区側

覚書につきましては、平成30年の9月からこのようなことを始めるというところで4-13にございますが、4-14、再度、契約の締結が平成30年9月3日付で覚書を取り交わして事業を開始したというところでございます。

委員

ごめんなさい、第9条って先ほど言ったので、それはあくまでも31年度の契約ですよね。

区側

さっきのご説明だと、もう既に覚書の段階からやっていましたというお話でしたよね。だから、覚書の中ではどのように読むんですかという話を。そうしますと、この覚書全体が既に全部ですよということですね。審議会に対しては10が0になっていることで。

そうでございます。要介護認定情報等の経由業務に関する覚書ということで、こちらに特化したものです。

委員

そうだとしますと、先ほどのご説明ですと、既に昨年の9月からずっと覚書と契約で進ん じゃっているということですよね。

区側

はい。

委員

そうしますと、これは所管がいいのか、こちらの企画経営部がいいのか、ありますけれども、諮問の必要性なんですけれども、つまり、もう既にやっちゃったことについて遡及して認めるとか、そういうところを今回やっとかないと、全く空白ができちゃうんじゃないかと。今回、遅れたこと自体が問題ですけれども、遅れたことはこうだけれども、内容はこうでしたという説明で、昨年の9月までさかのぼってやったのは、けしからんことだけど、空白をつくるわけにはいかないから、それは遡及して認める、そういうような諮問内容にならないとおかしいのかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

区側

今回、もう既に始まっているということで、一連の業務としてこのような形で諮問させていただきましたが、確かにご指摘のとおり、これまで、これからという、厳密には分けたほうが多分よかったかなということで反省しているところでございます。

本年度につきましても、委託業務の追加となったこと、それから、もう既に今年の4月からの追加部分ということでやっているんですが、本日、お諮りした後に発生する同内容のものということで、本来こういうことはあってはいけないわけなんですけれども、よりわかりやすい資料ということで、まず適正な諮問ということ、それからお諮りするときは時期によって内容が変わる場合はそのような形で諮問させていただきたいと思います。

委員

多分、審議会の皆さん、しようがないなと思って、今後はきちんとやっていくのは当然だと。だけども、今までやってきちゃったものも、この中で、今までやってきたのも妥当だったというふうに、この審議会の今の場で判断してもらったほうが、区がやってきたことはけしからんことではありますけれども、それはちゃんとした形でやっていたというふうに、後づけですけれども、認めてもらったほうが区の仕事としては安心感があるし、区民に対しても説明ができるんじゃないか、そういう提案なんですけど。

区側

そのようにしていただければと思います。申し訳ありません。

会長

その点については後ほどまた改めてお諮りしたいと思います。

今回のことは、報告というか、諮問が遅れたということは非常に遺憾なことだというふうに思いますけれども、もともとは国の介護保険法が変わったということがそもそものきっかけだと思うんですが、書き方というか、別紙1、4-5、これが以前。それから別紙2ではなくて、その裏面ですね、別紙1の裏面、こういうふうになったというのは、何でこんな面倒くさい方式を国の方から義務づけられるのかなというふうに不思議に思ったんだけど、この書き方、ちょっと不思議に思うのは、一番最初の説明のところを見ると、国保連の中にというか、国保連の会員として国民健康保険中央会が組織されているわけですよね。だから、正確に言うと、組織は別々ではなくて、ここは1つの真ん中のところは大くくりになって、この国保連の中の国保中央会という部署がこれを担当するという、そういう感じのイメージかなと思ったんですけど、そうではないんですか。

区側

この、国保連と中央会というのはすごくわかりづらい部分があったと存じます。 4-1の下にちょっと記載させていただいているんですが、いわゆる国保連というのは、 47 都道府県単位で設立された都道府県知事の指導監督を受ける公法人でございます。一方、国民健康保険中央会、中央会につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に対する法律に基づいて、各都道府県の国保連合会を会員として組織された組織というところで、組織的には別なので、図として分けて記載させていただきました。

委員

そうなんですか。このあたりの関係がよくわからない。何でこういうことになって、暗号化したり、匿名化したりして送っていくのか、どういうメリットがあるのか、どういう管理の仕方によさがあるのかということがよくわからないんですけれども。はい、わかりました、別の組織なんですね。だから、こういう図になると。

区側

はい。

会長

どうぞ。

委員

見当外れなことをもし質問していたらご指摘いただきたいんですけれども、今日、諮問の2つ目でデータセンター化のお話があったと思います。この中に介護保険の関連というのはデータセンター化に含まれていないと思うんです。資料4-2の情報セキュリティ対策を見ていると、区側の対策というところで、専用端末の機密保持可能な区画への設置だとか、いろいろ対策を講じられていると思うんですが、とはいえ、総合庁舎内に多分データがあると、ティア1未満の状態だと思うんですけれども、今後、今回の諮問2で通過したデータセンター化と、今の諮問4のやり方というのは両立するものなのか、今後されるようなご予定があるのかどうか、お聞かせください。

区側

では、そちらに関しては私からお答えいたします。データセンター化に今回の介護保険のシステムは、先ほどご説明した基幹系のシステムとは別のシステムでございまして、更改の時期が令和3年度中であるというふうに聞いてございます。それで、別途機器更改がありますので、そのときに私どもでつくったデータセンターに移すのか、あるいはまた、データセンター、我々が契約したところとも限りませんので、よそのデータセンターに移すとか、いろいろ手法はございますので、そちらは情報課と介護保険課で協議しながら、適切な方法というものを検討してまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。

では、先ほどご提案がありましたように、現在、区側からの提案ではここから先の話だけになっていたわけですが、ある種、違法な状態を解消するためには、昨年の9月、30年9月から本年9月までの1年間についても遡及して審議会としてお認めするという形の諮問の変更ということは是とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、その点も含めて、改めてお諮りをいたします。採決に移ります。賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

区側 会長 ありがとうございます。全員賛成、14名です。

賛成14名、反対0名でございます。諮問については是とさせていただきます。

### 4 その他

会長 以上をもちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。

事務局から、その他として何かございますでしょうか。

区側

それでは、次回と次々回の予告ということで、既に皆様には次回の日程ということで送付させていただきましたが、12月2日月曜日の午後に第4回目を予定しております。場所と時間が確定しましたら、改めてお知らせいたします。

その次、例年2月に次年度予算に伴う審議を行っていただくのですけれど、令和2年2月3日月曜日につきましても審議会を予定しております。この日も午後ということですけど、まだ場所などはこれから決めるということです。その2月のときには、先ほど諮問案件2のほうで申し上げました特定個人情報保護評価の区民意見を集めた案について皆様にご確認をいただくという、またそれが非常に厚い資料がついてまいりますので、今年度、たくさんまたお仕事をお願いしておりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

会長

12月2日と2月3日でございます。12月2日は午後で、2月3日に関してはまだ時間を見て、2月3日のほうも午後を予定しているということでございます。定足数の関係がございますので、委員の皆様方、ご予定を空けておいていただけると助かります。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。 1 5 分以上オーバーして申しわけございませんでした。それでは散会いたします。 ありがとうございました。

以 上